

特別免許状の授与に係る教育職員検定基準

法第5条第2項及び第3項並びに第6条の規定による特別免許状を授与するための検定基準について、次のとおり定める。

(定義)

第1 この基準における次に定める用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 「法」とは、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）をいう。
- (2) 「教育委員会」とは、愛知県教育委員会をいう。
- (3) 「任命者又は雇用者」とは、正規教員及び講師に任命し、又は雇用しようとする者をいう。
- (4) 「授与候補者」とは、任命者又は雇用者から推薦された特別免許状授与候補者をいう。
- (5) 「検定委員」とは、教育職員免許法施行規則第65条の4に定める認定課程を有する大学の学長等をいう。

(特別免許状の検定基準)

第2 教育委員会は、授与候補者に対する特別免許状の授与について、第3から第6に規定する全ての要件を満たし、検定委員の意見聴取において特別免許状の授与に意義があると認められた場合に授与するものとする。

(欠格条項)

第3 次のいずれにも該当しないこと。（法第5条第2項）

- (1) 18歳未満の者
- (2) 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。
- (3) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (4) 法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (5) 法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(授与候補者の教員としての資質)

第4 教員としての資質について(1)及び(2)を満たすこと。(法第5条第3項各号)

(1) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能

担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能について、学校種の教科ごとの専門性を確認できる資格や経験等(次の①及び②を除くもの)を有し、法第2条第1項に規定する教育職員としての勤務経験(授与を受けようとする学校種の教科で、かつ、単独で授業を行った経験に限る。)が1年以上(見込みを含む。)にわたること。

ただし、次の①又は②を満たす者は、上記に定める勤務経験を要しない。

① 教科に関する専門分野に関する勤務経験等(営利企業やその他の法人(社団法人、財団法人、NPO法人等)、外国にある教育施設等におけるもの)が、概ね3年以上あること。

② その他教育委員会が同等の知識経験又は技能を有するものと認めるもの。

(2) 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見

社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見について、任命者又は雇用者による推薦の内容評価により、社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見が認められること。

(任命者又は雇用者の推薦による学校教育の効果的实施)

第5 授与候補者を配置することによって、配置された学校の教育が効果的に実施されることが認められること。(法第5条第3項本文)

学校教育の効果的实施は、次の(1)、(2)及び(3)の観点により確認する。

(1) 授与候補者を配置することにより実現しようとしている教育内容

(2) 授与候補者に対し、特別免許状を授与する必要性があること

(3) 授与候補者に対する研修計画の立案、実施や学習指導要領等の共通理解のための体制に関する対応状況

(身体)

第6 授与候補者の身体に関し、職務遂行上支障ないと認められる者であること。(法第6条第1項)

(審査方法)

第7 特別免許状の授与に係る教育職員検定の審査方法は、次の手順により行う。

- (1) 第3から第6に規定する事項の課内審査は、教育委員会教職員課にて行う。
(必要に応じ、授与候補者に対して面接を行う。)
- (2) 課内審査の結果、教育職員検定において合格可能と考える者のみを対象とし、検定委員へ判定資料を送付し、第4から第6に規定する事項について、検定委員の評価（意見聴取）を受ける。
- (3) その評価結果を踏まえて、教育委員会教職員課長が教育職員検定の可否を決定する。

附則

本基準は、令和5年11月1日から適用する。

附則

本基準は、令和6年11月1日から適用する。